

幕末から現在までの、府県藩件数の推移

■徳川慶喜「大政奉還」時の「270藩」が、現在の「1都1道2府43県」となるまでの正確な件数の推移を、詳細にまとめた資料を、いろいろ探したが、見付けられなかった。特に、明治04.07.14 (1871.08.29) 廃藩置県以前の藩数の推移は、疑問点が多かった。そこで、「藩」「府」「県」の変遷(名称変更も含む)について、ひとつひとつ地道に調べて日付を確定し、そのほかのことからも含めた詳細な年表を、約1年間かけて作成した。

この中から、「藩」「府」「県」がらみを抜き出し、日付順に並べ替えてみた。さらに、「藩」「府」「県」の増減がある行には、「△1藩」「+1府」「△7県」「△1府+1県」などと文頭に記し、計算を間違えない工夫を施した。そして、これを目当てに、日付単位の「藩」「府」「県」の件数を確定してみたのが、この一覧表である。

■「〇〇鎮台」「〇〇裁判所」「御三卿の一橋家・田安家・清水家」「武蔵知県事などの〇〇知県事」「〇〇民政局」「樺太〇〇」は、数としてカウントせず。

■この結果を、参考文献各書と比べてみたところ、誤記ではないかと思われるものが大変多いことに気がついてしまった。いくつか例を挙げると、

《例1》八幡和郎『消えた江戸300藩の謎 明治維新まで残れなかった「ふるさとの城下町」』イースト・プレス2018年 p227「大政奉還」の段階の「藩」の数……「船形藩を含めたら271藩」は、元治01.10.05に改易された宍戸藩を抜くべきなので、「270藩」が正当

《例2》齊藤忠光『地図とデータでみる都道府県と市町村の成り立ち』平凡社新書2020年 p73 明治元〔慶応04〕.閏04.21(1868.06.11)の数……「10府23県277藩=310」は、「1県277藩=278」が正当。明治元年末の数だとしても、「9府17県282藩=308」が正当

《例3》齊藤忠光『地図とデータでみる都道府県と市町村の成り立ち』平凡社新書2020年 p73 明治2年開拓使設置日〔M02.07.08〕の数……「1使3府46県271藩=321」は、「1使8府25県282藩=316」が正当。明治2年末の数だとしても、「1使3府37県278藩=319」が正当

《例4》全国都道府県議会議長会「府県会の歩み」府県藩数の変化(全国議長会事務局作成) <https://www.gichokai.gr.jp/attach/b10/hensen.pdf> 明治3年末の数……「1使3府43県256藩=303」は、「1使3府40県267藩=311」が正当。このほかの年月も、数だけでなく、元号が間違っていて西暦に化けているなど、とてもとても悲惨な状況

《例5》『全国市町村要覧 平成16年版』p1「地方公共団体の数の変遷(1)都道府県」のうちの「県」の数……「明治4年6月(廃藩置県直前)3府45県261藩」は「41県」、「明治4年7月(廃藩置県)3府306県」は「302県」が正当。県の数に、「北海道開拓使1と、府3の計4」を、足し込んでしまったらしい。これは権威ある書籍なので、孫引き曾孫引きで、誤りが拡散しているのは困ったことだ。但し、最新版は未確認。

■下記には、「慶応04.07.一」「M02.06.一」のように、正確に何日であるか、確定できなかったものが若干あり、このところの日付順はアバウトで置いた。

また、何日と掲載したもので、複数の日付説があるものについては、私的に正しそうと思われる方の日付を採用しているので、了知されたい。

■大きな「ことがら」には、「●」を付した。

元号実施日	西暦実施日	都	使(道)	府	県	藩	計	ことがら
慶応03.10.14	1867.11.09					270	270	●徳川慶喜「大政奉還上表」を上奏し、政治の大権を天皇に返上。翌日、勅許 ……※当時270藩=松前藩、弘前藩、黒石藩、盛岡新田藩、八戸藩、盛岡藩、一関藩、仙台藩、久保田藩、秋田新田藩、亀田藩、本荘藩、鶴岡藩、松山藩、新庄藩、長瀬藩、天童藩、山形藩、上山藩、米沢藩、米沢新田藩、磐城平藩、中村藩、湯長谷藩、泉藩、三春藩、守山藩、棚倉藩、福島藩、二本松藩、下手渡藩、会津藩、水戸藩、笠間藩、下館藩、下妻藩、府中藩、土浦藩、谷田部藩、牛久藩、麻生藩、小見川藩、多古藩、高岡藩、高德藩、喜連川藩、大田原藩、黒羽藩、烏山藩、宇都宮藩、壬生藩、吹上藩、佐野藩、足利藩、館林藩、高崎藩、吉井藩、小幡藩、七日市藩、安中藩、沼田藩、前橋藩、伊勢崎藩、川越藩、岡部藩、岩槻藩、忍藩、結城藩、古河藩、関宿藩、佐倉藩、生実藩、一宮藩、大多喜藩、鶴牧藩、請西藩、久留里藩、飯野藩、佐貫藩、勝山藩、船形藩、館山藩、金沢藩、小田原藩、荻野山中藩、村上藩、黒川藩、三日市藩、新発田藩、村松藩、三根山藩、長岡藩、与板藩、椎谷藩、高田藩、糸魚川藩、富山藩、金沢藩、大聖寺藩、福井藩、丸岡藩、勝山藩、大野藩、小浜藩、鯖江藩、敦賀藩、飯山藩、須坂藩、松代藩、上田

元号実施日	西暦実施日	都	使 (道)	府	県	藩	計	ことがら
								藩、小諸藩、岩村田藩、田野口藩、松本藩、高島藩、高遠藩、飯田藩、加納藩、苗木藩、岩村藩、郡上藩、高富藩、大垣藩、高須藩、沼津藩、小島藩、田中藩、浜松藩、掛川藩、横須賀藩、相良藩、吉田藩、田原藩、大垣新田藩、西大平藩、岡崎藩、挙母藩、刈谷藩、西端藩、西尾藩、名古屋藩、津藩、長島藩、桑名藩、菰野藩、神戸藩、亀山藩、久居藩、鳥羽藩、彦根藩、宮川藩、山上藩、膳所藩、西大路藩、水口藩、大溝藩、三上藩、淀藩、亀山藩、園部藩、山家藩、綾部藩、高槻藩、麻田藩、丹南藩、狭山藩、伯太藩、岸和田藩、豊岡藩、出石藩、峰山藩、宮津藩、田辺藩、福知山藩、柏原藩、篠山藩、尼崎藩、三田藩、姫路藩、明石藩、小野藩、三草藩、林田藩、安志藩、山崎藩、三日月藩、龍野藩、赤穂藩、柳生藩、郡山藩、小泉藩、柳本藩、芝村藩、榎羅藩、高取藩、和歌山藩、鳥取藩、若桜藩、鹿奴藩、松江藩、母里藩、広瀬藩、浜田藩、津和野藩、津山藩、勝山藩、岡山藩、庭瀬藩、岡山新田藩<生坂>、足守藩、浅尾藩、岡田藩、松山藩、新見藩、岡山新田藩<鴨方>、福山藩、広島藩、広島新田藩、山口藩、徳山藩、清末藩、府中藩、徳島藩、高松藩、丸亀藩、多度津藩、松山藩、西条藩、小松藩、今治藩、宇和島藩、新谷藩、大洲藩、吉田藩、高知藩、高知新田藩、小倉藩、小倉新田藩、中津藩、福岡藩、秋月藩、久留米藩、柳河藩、佐賀藩、蓮池藩、小城藩、鹿島藩、唐津藩、府中藩、平戸藩、平戸新田藩、大村藩、島原藩、福江藩、熊本藩、熊本新田藩、宇土藩、人吉藩、府内藩、杵築藩、日出藩、森藩、岡藩、臼杵藩、佐伯藩、延岡藩、高鍋藩、佐土原藩、飫肥藩、鹿児島藩 ※船形藩(藩主平岡道弘)を含む ※元治01.10.05(1864.11.04)に、藩主松平頼徳(よりのり)が切腹させられ、改易となった宍戸藩は含まない〔慶応04.02.24(1868.03.17)松平頼徳の父、松平頼位(よりのり)が再襲し、再立藩〕
慶応03.12.09	1868.01.03							王政復古の号令〔新政府樹立を宣言する、雄藩連合のクーデター〕
慶応04.01.03	1868.01.27							●鳥羽・伏見の戦い〔戊辰戦争の初戦〕
慶応04.01.10	1868.02.03							旧幕府領すべての、朝廷直轄化を宣言〔王土王民論〕
慶応04.01.20	1868.02.13				1	270	271	+ 1 県 = 摂津国摂津県〔政体書以前に設置された、唯一の直轄県〕
慶応04.01.21	1868.02.14							大和国鎮台
慶応04.01.22	1868.02.15							大阪鎮台 兵庫鎮台
慶応04.01.24	1868.02.17				1	273	274	+ 1 藩 = 松岡藩〔水戸藩付家老中山氏〔御三家付家老〕維新立藩〕 + 1 藩 = 田辺藩〔和歌山藩付家老安藤氏〔御三家付家老〕維新立藩〕 + 1 藩 = 新宮藩〔和歌山藩付家老水野氏〔御三家付家老〕維新立藩〕
慶応04.01.27	1868.02.20				1	275	276	+ 1 藩 = 今尾藩〔名古屋藩付家老竹腰(たけのこし)氏〔御三家付家老〕維新立藩〕 + 1 藩 = 犬山藩〔名古屋藩付家老成瀬氏〔御三家付家老〕維新立藩〕
慶応04.02.01	1868.02.23							大阪鎮台 → 大阪裁判所①に移転改称 ……①～④は「裁判所」の追番。裁判所はカウントせず
慶応04.02.02	1868.02.24							大和国鎮台 → 大和国鎮撫総督府に改称 兵庫鎮台 → 兵庫裁判所②に改称 長崎裁判所③
慶応04.02.19	1868.03.12							京都裁判所④
慶応04.02.24	1868.03.17				1	276	277	+ 1 藩 = 宍戸藩再立藩(松平頼徳(よりのり)の父、松平頼位(よりのり)が再襲)〔正式な再立藩は慶応04.04.05(1868.04.27)〕 大津裁判所⑤
慶応04.03.07	1868.03.30							
慶応04.03.13	1868.04.05				1	277	278	+ 1 藩 = 岩国藩〔山口藩家老吉川氏 維新立藩〕

元号実施日	西暦実施日	都	使 (道)	府	県	藩	計	ことがら
慶応04.03.14	1868.04.06							五箇条の御誓文
慶応04.03.19	1868.04.11							横浜裁判所⑥
慶応04.04.03	1868.04.25							武蔵岡部藩→三河半原藩に移転(もともと飛地領)
慶応04.04.11	1868.05.03							江戸城無血開城
慶応04.04.12	1868.05.04							箱館裁判所⑦
慶応04.04.18	1868.05.10							笠松裁判所⑧
慶応04.04.19	1868.05.11							新潟裁判所⑨
慶応04.04.20	1868.05.12							府中〔但馬府中〕裁判所⑩
慶応04.04.24	1868.05.16							横浜裁判所→神奈川裁判所に改称
慶応04.04.29	1868.05.21							佐渡裁判所⑪
								参河国〔三河〕裁判所⑫ ……これで、①～⑫の12箇所の「裁判所」が出揃う。裁判所はカウントせず
慶応04. 閏04.21	1868.06.11				1	277	278	●政体書(せいたいしよ)発布。地方行政区画「府藩県三治制」を定める
慶応04. 閏04.24	1868.06.14			1	1	277	279	+ 1 府＝箱館裁判所→箱館府①に改称 ……ここからの①～⑩は、「府」の追番
慶応04. 閏04.25	1868.06.15			2	6	277	285	+ 1 県＝笠松裁判所(美濃国)→美濃国笠松県に改称 + 1 県＝大津裁判所→大津県に改称 + 1 府＝京都裁判所→京都府②に改称 + 1 県＝長崎裁判所(肥前国)→肥後国富岡県を分立 + 1 県＝長崎裁判所(肥前国)→豊後国日田県を分立 + 1 県＝日向国富高県
慶応04. 閏04.28	1868.06.18			2	7	277	286	+ 1 県＝丹後国久美浜県
慶応04.05.02	1868.06.21			3	7	277	287	+ 1 府＝大阪裁判所→大阪府③に改称
慶応04.05.03	1868.06.22							東北諸藩25藩の「奥羽列藩同盟」成立〔慶応04.05.06、計31藩の「奥羽越列藩同盟」となる〕
慶応04.05.04	1868.06.23							大和国鎮撫総督府廃止
				4	7	277	288	+ 1 府＝長崎裁判所→長崎府④に改称
慶応04.05.12	1868.07.01			5	7	277	289	+ 1 府＝江戸府⑤
慶応04.05.15	1868.07.04							上野戦争、1日で終る
慶応04.05.17	1868.07.06			5	8	277	290	+ 1 県＝備中国倉敷県
慶応04.05.19	1868.07.08			5	9	277	291	+ 1 県＝奈良県
慶応04.05.23	1868.07.12			5	11	277	293	+ 1 県＝飛騨国飛騨県 + 1 県＝兵庫裁判所→兵庫県に改称
慶応04.05.24	1868.07.13							旗本領(万石以下)と寺社領を、最寄りの府県の管轄とする
慶応04.05.28	1868.07.17							信濃田野口藩→龍岡藩に改称
慶応04.05.29	1868.07.18			6	11	277	294	+ 1 府＝新潟裁判所→越後府⑥〔第1次〕に改称
慶応04.05.30	1868.07.19			6	11	278	295	+ 1 藩＝徳川宗家→府中藩(駿府藩)に移封 御三卿一橋家・御三卿田安家は、知藩事となれず ※藩としてカウントせず
慶応04.06.02	1868.07.21							飛騨県→高山県に改称
慶応04.06.04	1868.07.23			6	12	278	296	+ 1 県＝下野国真岡県
慶応04.06.09	1868.07.28			6	13	278	297	+ 1 県＝三河裁判所→三河国三河県に移転改称
慶応04.06.10	1868.07.29							肥後国富岡県→天草県に改称
慶応04.06.17	1868.08.05			7	14	278	299	+ 1 県＝上野国岩鼻県 + 1 府＝神奈川裁判所→神奈川府⑦に改称
慶応04.06.19	1868.08.07							武蔵国足立郡の旧幕府領を支配する、武蔵知県事(3-1)を任命 ※知県事はカウントせず
慶応04.06.20	1868.08.08							武蔵国多摩郡・荻原郡・入間郡の旧幕府領を支配する、武蔵知県事(3-2)を任命 + 1 藩＝村岡藩〔交代寄合山名氏 維新立藩〕 + 1 藩＝福本藩〔交代寄合池田氏 維新立藩〕 + 1 藩＝成羽藩〔交代寄合山崎氏 維新立藩〕
慶応04.06.22	1868.08.10			7	15	281	303	+ 1 県＝大阪府→堺県を分立
慶応04.06.27	1868.08.15							常陸・下総国内の旧幕府領を支配する、常陸知県事を任命
慶応04.06.29	1868.08.17			7	16	281	304	+ 1 県＝伊豆国韭山県
慶応04.07.02	1868.08.19							上総・安房国内の旧幕府領を支配する、上総安房知県事(安房上総知県事)を任命

元号実施日	西暦実施日	都	使 (道)	府	県	藩	計	ことがら
慶応04.07.06	1868.08.23			8	16	281	305	+ 1 府 = 伊勢国度会府⑧
慶応04.07.10	1868.08.27							武蔵国・下総国の葛飾郡の旧幕府領を支配する、武蔵知県事(3-3)を任命
慶応04.07.13	1868.08.30							駿河小島藩→上総金ヶ崎藩に転封 駿河沼津藩→上総菊間藩に転封 駿河田中藩→安房長尾藩に転封
慶応04.07.14	1868.08.31			8	16	283	307	+ 1 藩 = 志筑藩〔交代寄合本堂氏 維新立藩〕 + 1 藩 = 田原本藩〔交代寄合平野氏 維新立藩〕
慶応04.07.--	1868.09.--?			8	16	282	306	△ 1 藩 = 船形藩……版籍奉還前に廃藩
慶応04.07.17	1868.09.03							自今江戸ヲ称シテ東京トセン 江戸府→東京府に改称
慶応04.07.23	1868.09.09							備中岡山新田藩(岡山藩の支藩・浅口郡ほか)→鴨方藩に改称
慶応04.07.27	1868.09.13			8	17	282	307	+ 1 県 = 柏崎県〔第1次〕
慶応04.07.29	1868.09.15							長岡城再落城。政府軍は新潟町も制圧。翌月には、越後全域が 新政府軍の支配下に入る〔この地域における戊辰戦争(北越戦争)が終結〕 府中裁判所(但馬国)→丹後国久美浜県に編入
				9	16	282	307	△ 1 県 + 1 府 = 奈良県→奈良府⑨に改称
慶応04.08.02	1868.09.17			9	17	282	308	+ 1 県 = 信濃国伊那県
慶応04.08.08	1868.09.23							下総国内の旧幕府領を支配する、下総知県事を任命
慶応04.08.17	1868.10.02			9	16	282	307	△ 1 県 = 日向国富高県廃止→豊後国日田県に合併
慶応04.08.29	1868.10.14			9	15	282	306	△ 1 県 = 肥後国天草県廃止→肥前国長崎府に合併
慶応04.09.02	1868.10.17			9	16	282	307	+ 1 県 = 佐渡裁判所→佐渡県〔第1次〕に改称 ……「裁判所」無くなる
慶応04.09.04	1868.10.19			9	19	282	310	+ 1 県 = 甲斐国府中県 + 1 県 = 甲斐国市川県 + 1 県 = 甲斐国石和県
慶応04.09.05	1868.10.20							遠江浜松藩→上総に転封〔のち鶴舞藩〕 遠江相良藩→上総小久保藩に転封 遠江横須賀藩→安房花房藩に転封
MO1.09.08	1868.10.23							慶応を明治に改元〔一世一元の詔〕
MO1.09.18	1868.11.02			9	19	283	311	+ 1 藩 = 堀江藩〔高家旗本大沢基寿 石直し1万石超が認められ、維新立藩〕
MO1.09.21	1868.11.05			8	20	283	311	△ 1 府 + 1 県 = 神奈川府→神奈川県に改称 越後府〔第1次〕→新潟府に改称
MO1.09.22	1868.11.06							会津藩降伏
MO1.09.27	1868.11.11							岩代下手渡藩→筑後三池藩に移転(復帰。もともとは下手渡が飛地領)
MO1.10.10	1868.11.23							盛岡藩降伏。新政府軍が盛岡城に入城〔奥羽越鎮定さる〕
MO1.10.13	1868.11.26							天皇が江戸城に到着。江戸城を皇居とし、東京城(とうけいじょう)に改称
MO1.10.28	1868.12.11							●藩治職制〔江戸幕府が藩職制の統一を命じたことはなく、各藩の自主性を認めていた。新政府による、藩体制解体の第一歩〕
				9	17	283	309	△ 3 県 + 1 府 = 府中県 + 市川県 + 石和県→甲斐府⑩ ……これで、①~⑩の「10府」(箱館京都大阪長崎江戸(東京)越後神奈川度会奈良甲斐)が出揃う。但し、甲斐府以前に改称した神奈川県のごとく、東京京都大阪以外は「県」に改称して行き、「3府」のみが残る
MO1.11.07	1868.12.20							遠江掛川藩→上総柴山藩に転封
MO1.11.20	1869.01.02			9	17	284	310	+ 1 藩 = 矢島藩〔交代寄合生駒氏 維新立藩〕
MO1.12.07	1869.01.19							●戊辰戦争の戦後処分(25藩)を発表。会津藩と請西藩の2藩のみ除封、他藩は減封・転封のみで、会津藩主松平容保(かたもり)も含め、死罪となった藩主は一人もいない 陸奥国を磐城岩代陸前陸中陸奥の5国に、出羽国を羽前羽後の2国に分ち、所属する郡と石高を定める
				9	17	282	308	△ 1 藩 = 会津藩除封……版籍奉還前に廃藩 △ 1 藩 = 請西藩除封……版籍奉還前に廃藩

元号実施日	西暦実施日	都	使 (道)	府	県	藩	計	ことがら
M01. 12. 17	1869. 01. 29							陸中盛岡藩→磐城白石藩に転封・減封〔この時点では刈田郡白石は岩代正当〕
M01. 12. 18	1869. 01. 30							岩代福島藩→三河重原藩に転封(もともと飛地領)〔重原藩の立藩はM02. 01. --〕
M02. 01. 13	1869. 02. 23			9	19	282	310	+ 1 県=下総国葛飾県〔下総知県事を引き継ぐ〕 + 1 県=武蔵国小菅県〔武蔵知県事(3-3)を引き継ぐ〕
M02. 01. 14	1869. 02. 24							盛岡新田藩→七戸藩に改称
M02. 01. 20	1869. 03. 02			9	20	282	311	関所廃止 + 1 県=大阪府→河内国河内県を分立
M02. 02. 08	1869. 03. 20			10	20	282	312	+ 1 府=新潟府→越後府〔第2次〕を分立(再設置)
M02. 02. 09	1869. 03. 21			10	24	282	316	+ 1 県=常陸国若森県〔常陸知県事を引き継ぐ〕 + 1 県=武蔵国大宮県〔武蔵知県事(3-1)を引き継ぐ〕 + 1 県=上総国宮谷県〔上総安房知県事を引き継ぐ〕 + 1 県=武蔵国品川県〔武蔵知県事(3-2)を引き継ぐ〕
M02. 02. 15	1869. 03. 27							真岡県→日光県に移転改称
M02. 02. 22	1869. 04. 03			9	23	282	314	△ 1 府+ 1 県=新潟府→新潟県〔第1次〕に改称 △ 1 県=柏崎県〔第1次〕廃止→越後府〔第2次〕に合併 △ 1 県=佐渡県〔第1次〕廃止→越後府〔第2次〕に合併
M02. 02. 25	1869. 04. 06			9	24	282	315	+ 1 県=隠岐国隠岐県
M02. 03. --	1869. 04. --?							上総金ヶ崎藩〔もと駿河小島藩〕→上総桜井藩に移転
M02. 03. 28	1869. 05. 09							天皇東京城着。東京城を皇城と称する(東京に定住)〔実質的な東京遷都〕
M02. 05. --	1869. 06. --?							安房勝山藩→加知山藩に改称〔越前勝山藩との同名回避のため〕
M02. 05. 04	1869. 06. 13			9	25	282	316	+ 1 県=岩代国若松県〔若松民政局を改称〕
M02. 05. 10	1869. 06. 19							摂津国摂津県→摂津国豊崎県に改称
M02. 05. 18	1869. 06. 27							●戊辰戦争終結〔箱館戦争は旧幕臣最後の抵抗〕
M02. 05. 27	1869. 07. 06							三河大垣新田藩→美濃野村藩に移転(もともと飛地領)
M02. 06. --	1869. 07. --?							松前藩→館藩に改称〔檜山郡館(現檜山郡厚沢部町)に移転したのではない〕 秋田新田藩→岩崎藩に移転改称 小倉新田藩→千束藩に移転改称
M02. 06. 17	1869. 07. 25			9	25	282	316	●「版籍奉還」 ……大政奉還時270藩+15藩-3藩(船形藩・会津藩・請西藩)=282藩 ……「法令全書」掲載の版籍奉還の一覧表(太政官布告第544号)では、288藩(276藩+廩米ノ家12藩)あるが、白石藩・盛岡藩の南部利恭と鶴岡藩・磐城平藩の酒井忠禄はダブリ、徳川御三卿の3名は知藩事となれず(藩としてカウントせず)、斗南藩はM02. 11. 03の再封なので、この時点では、288-2-3-1=282藩である ……この日以降、順次、諸侯(大名)を知藩事に任命して行く。大部分は6月だが22名は翌月以降の任命で、うち4名の任命は翌年にずれ込んだ。最後の福本藩(兵庫県)は、M03. 08. 02の任命
M02. 06. 19	1869. 07. 27							三河吉田藩→豊橋藩に改称〔伊予吉田藩との同名回避のため〕 丹波亀山藩→亀岡藩に改称〔伊勢亀山藩との同名回避のため〕
M02. 06. 20	1869. 07. 28			8	26	282	316	丹後田辺藩→舞鶴藩に改称〔紀伊田辺藩との同名回避のため〕 △ 1 府+ 1 県=長崎府→長崎県に改称
M02. 06. 22	1869. 07. 30							羽後松山藩→松嶺藩に改称〔伊予松山藩との同名回避のため〕 常陸府中藩→石岡藩に改称〔同名回避のため〕
M02. 06. 23	1869. 07. 31							武蔵金沢藩→六浦藩に改称〔加賀金沢藩との同名回避のため〕
M02. 06. 24	1869. 08. 01			8	25	282	315	△ 1 県=三河国三河県廃止→信濃国伊那県に合併
M02. 07. 04	1869. 08. 11							美作勝山藩→真島藩に改称〔越前勝山藩との同名回避のため〕
M02. 07. 08	1869. 08. 15		1	8	25	282	316	+ 1 使=●開拓使設置
M02. 07. 17	1869. 08. 24							京都東京大坂三府以外は、「府」を「県」に改称せよ、との布告
M02. 07. 20	1869. 08. 27		1	8	28	282	319	+ 1 県=陸前国桃生県 + 1 県=酒田県〔第1次〕〔酒田民政局を改称〕

元号実施日	西暦実施日	都	使 (道)	府	県	藩	計	ことがら
M02. 07. 20	1869. 08. 27		1	8	28	282	319	+ 1 県=岩代国福島県〔福島民政局を改称〕
M02. 07. 22	1869. 08. 29							磐城白石藩→陸中盛岡藩に復封〔この時点では刈田郡白石は岩代正当〕。盛岡藩としても《版籍奉還》。南部利恭、盛岡藩の知藩事となる
M02. 07. 24	1869. 08. 31		1	4	31	282	318	△ 1 府=箱館府廃止〔M02. 07. 08開拓使設置と同時の廃止ではない〕 △ 1 府+ 1 県=甲斐府→甲府県に改称 △ 1 府+ 1 県=度会府→度会県に改称 △ 1 府+ 1 県=奈良府→奈良県に改称
M02. 07. 25	1869. 09. 01		1	4	31	280	316	△ 1 藩=米沢新田藩廃止→米沢藩に合併……廃藩置県前に廃藩 △ 1 藩=鹿奴藩廃止→鳥取藩に合併……廃藩置県前に廃藩
M02. 07. 27	1869. 09. 03		1	3	32	280	316	△ 1 府+ 1 県=越後府〔第 2 次〕→水原県に改称 ……東京京都大阪の「3 府」となる △ 1 県=新潟県〔第 1 次〕廃止→水原県に合併 + 1 県=水原県→佐渡県を分立
M02. 08. --	1869. 09. --?							越後糸魚川藩→清崎藩に〔正式に〕改称
M02. 08. 02	1869. 09. 07		1	3	30	280	314	△ 1 県=摂津国豊崎県廃止→兵庫県に合併 △ 1 県=河内国河内県廃止→堺県に合併 隠岐国隠岐県→石見国大森県に移転改称
M02. 08. 07	1869. 09. 12		1	3	35	280	319	+ 1 県=九戸県〔実際は、開庁していない〕 + 1 県=陸中国江刺県 + 1 県=白石県 + 1 県=登米県 + 1 県=白河県〔白河民政局を改称〕 駿河府中藩→静岡藩に〔正式に〕改称 長門府中藩→豊浦藩に改称〔同名回避のため〕 対馬府中藩→厳原藩に改称〔同名回避のため〕
M02. 08. 10	1869. 09. 15		1	3	36	280	320	+ 1 県=丹後国久美浜県→但馬国生野県を分立
M02. 08. 12	1869. 09. 17		1	3	37	280	321	+ 1 県=陸中国胆沢県
M02. 08. 13	1869. 09. 18							桃生県→石巻県に移転改称
M02. 08. 15	1869. 09. 20							蝦夷地→北海道に改称。11ヶ国に分割し、計86郡を置く
M02. 08. 25	1869. 09. 30		1	3	38	280	322	+ 1 県=水原県→柏崎県〔第 2 次〕を分立
M02. 09. 13	1869. 10. 17							九戸県→八戸県に改称〔実際は、開庁していない〕 鶴岡藩→大泉藩に〔正式に〕改称
M02. 09. 19	1869. 10. 23							八戸県→三戸県に改称
M02. 09. 29	1869. 11. 02							大宮県→浦和県に移転改称
M02. 10. 24	1869. 11. 27							皇后、24日東京着〔東京遷都の完成〕
M02. 11. 01	1869. 12. 03							羽前長瀬藩→上総大網藩に移転(もともと飛地領)
M02. 11. 02	1869. 12. 04							備中松山藩→高梁藩に改称〔伊予松山藩との同名回避のため〕
M02. 11. 03	1869. 12. 05		1	3	38	281	323	+ 1 藩=陸奥斗南藩(もと岩代会津藩の再封)
M02. 11. 27?	1869. 12. 29?							白石県→角田県に移転改称
M02. 11. 29	1869. 12. 31		1	3	37	281	322	△ 1 県=三戸県廃止→斗南藩に移管。残部は江刺県に編入
M02. 12. 02	1870. 01. 03							禄制改革。旗本領は上知させ、廩米(りんまい・蔵米)支給となり、領地を持つ旗本が消滅
M02. 12. 08	1870. 01. 09							磐城国伊達郡→岩代国に、岩代国刈田郡・伊具郡→磐城国に所属変更
M02. 12. 26	1870. 01. 27		1	3	37	278	319	△ 1 藩=吉井藩廃止→岩鼻県に合併……廃藩置県前に廃藩 △ 1 藩=狭山藩廃止→堺県に合併……廃藩置県前に廃藩 △ 1 藩=広島新田藩廃止→広島藩に合併……廃藩置県前に廃藩 御三卿一橋家・御三卿田安家、廃藩(知藩事就任を願ったがかなわず) ※藩としてカウントせず
M03. 01. 09	1870. 02. 09							石見国大森県→浜田県に移転改称
M03. 01. 13	1870. 02. 13							備中岡山新田藩(岡山藩の支藩・窪屋郡ほか)→生坂藩に改称
M03. 02. 13	1870. 03. 14							樺太開拓使を久春古丹〔のち大泊町〕に設置 ※樺太開拓使はカウントせず 樺太開拓使設置に伴い、開拓使→北海道開拓使に改称

元号実施日	西暦実施日	都	使 (道)	府	県	藩	計	ことがら
MO3.02.24	1870.03.25							当主不在であった御三卿清水家を徳川篤守が相続するが、知藩事となれず ※藩としてカウントせず
MO3.02.27	1870.03.28		1	3	38	278	320	+1県=大和国五條県
MO3.03.--	1870.04.--		1	3	38	277	319	△1藩=若桜藩廃止→鳥取藩に合併……廃藩置県前に廃藩
MO3.03.07	1870.04.07							水原県→新潟県〔第2次〕に移転改称
MO3.03.19	1870.04.19							下野高德藩→下総曾我野藩に転封
MO3.03.23	1870.04.23							越前敦賀藩→鞍山藩に改称
MO3.04.--	1870.05.--							旧浜松藩→上総鶴舞藩となる〔城下町が一応完成(城は未完)。鶴舞と命名〕
MO3.04.14	1870.05.14							近江三上藩→和泉吉見藩に移転(もともと飛地領)
MO3.05.13	1870.06.11							徳島藩淡路国津名郡洲本城下で、庚午事変(稲田騒動)
MO3.07.10	1870.08.06		1	3	39	276	319	△1藩+1県=陸中盛岡藩廃止→陸中国盛岡県設置……廃藩置県前に廃藩し、単独で県となる
MO3.07.17	1870.08.13							羽前山形藩→近江朝日山藩に転封(もともと飛地領)
			1	3	39	275	318	△1藩=喜連川藩廃止→日光県に合併……廃藩置県前に廃藩
MO3.08.02	1870.08.28							播磨福本藩が版籍奉還〔版籍奉還した最後の藩〕
MO3.08.25	1870.09.20		1	3	39	274	317	△1藩=高知新田藩廃止→高知藩に合併……廃藩置県前に廃藩
MO3.09.04	1870.09.28		1	3	39	272	315	△1藩=高瀬藩廃止→熊本藩に合併……廃藩置県前に廃藩 △1藩=宇土藩廃止→熊本藩に合併……廃藩置県前に廃藩
MO3.09.10	1870.10.04							藩制〔禄制を改革し、府藩県三治体制の完成を目指す。藩体制の解体が急激に進行〕
MO3.09.17	1870.10.11		1	3	40	271	315	△1藩=越前鞍山藩廃止→若狭小浜藩に合併……廃藩置県前に廃藩 +1県=伊那県信濃国北部→信濃国中野県を分立
MO3.09.28	1870.10.22		1	3	39	271	314	△1県=石巻県廃止→登米県に合併 酒田県〔第1次〕→山形県に移転改称
MO3.10.22	1870.11.15		1	3	39	270	313	△1藩=長岡藩廃止→柏崎県〔第2次〕に合併……廃藩置県前に廃藩
MO3.10.27	1870.11.20		1	3	39	269	312	△1藩=平戸新田藩廃止→平戸藩に合併……廃藩置県前に廃藩
MO3.10.29	1870.11.22							越後三根山藩→峰岡藩に改称〔丹後峰山藩との同音回避のため〕
MO3.11.22	1871.01.12		1	3	39	268	311	△1藩=播磨福本藩廃止→因幡鳥取藩に合併……廃藩置県前に廃藩
MO3.12.22	1871.02.11		1	3	40	268	312	+1県=越前国本保県
MO3.12.23	1871.02.12		1	3	40	267	311	△1藩=美濃高須藩廃止→尾張名古屋藩に合併……廃藩置県前に廃藩
MO3.12.24	1871.02.13							磐城守山藩→常陸松川藩に移転(もともと飛地領)
MO4.01.05	1871.02.23							寺社領(除く境内)を上知させ、廩米(りんまい・蔵米)支給となり、全国の寺社領が消滅
MO4.01.13	1871.03.03							久保田藩→秋田藩に改称 上総柴山藩、松尾村に正式に移転。上総松尾藩に改称
MO4.02.05	1871.03.25		1	3	40	266	310	△1藩=讃岐多度津藩廃止→備中国倉敷県に合併……廃藩置県前に廃藩
MO4.02.08	1871.03.28							常陸谷田部藩→下野茂木藩に移転(もともと飛地領)
MO4.02.17	1871.04.06							上総大網藩〔もと羽前長瀬藩〕→常陸龍崎藩に再移転
MO4.04.12	1871.05.30		1	3	41	265	310	△1藩+1県=讃岐丸亀藩廃止→讃岐国丸亀県設置……廃藩置県前に廃藩し、単独で県となる
MO4.06.02	1871.07.19		1	3	41	264	309	△1藩=信濃龍岡藩廃止。信濃国佐久郡→信濃国中野県に、三河国額田郡・加茂郡→信濃国伊那県に編入……廃藩置県前に廃藩
MO4.06.19	1871.08.05		1	3	41	263	308	△1藩=徳山藩廃止→山口藩に合併……廃藩置県前に廃藩
MO4.06.22	1871.08.08							中野県→長野県に移転改称
MO4.06.23	1871.08.09		1	3	41	262	307	△1藩=大溝藩廃止→大津県に合併……廃藩置県前に廃藩
MO4.06.25	1871.08.11		1	3	41	261	306	△1藩=津和野藩廃止→浜田県に合併……廃藩置県前に廃藩
MO4.07.13	1871.08.28		1	3	41	261	306	●「廃藩置県」前日 ……版籍奉還時282藩+1藩(斗南藩)-22藩=261藩。徳川御三卿は、藩としてカウントせず

元号実施日	西暦実施日	都	使 (道)	府	県	藩	計	ことがら
MO4. 07. 14	1871. 08. 29							突然の「廃藩置県」断行。261藩が、藩名そのまま、県となる。なお、北海道と沖縄は、「廃藩置県」の対象外
		1	3	302	306	●「廃藩置県」当日 …… 3府41県+261藩→3府302県 ※1使=開拓使 ※3府=東京府、京都府、大阪府 ※41県=盛岡県、江刺県、胆沢県、登米県、角田県、山形県、福島県、白河県、若松県、若森県、日光県、岩鼻県、浦和県、葛飾県、宮谷県、小菅県、品川県、神奈川県、蕨山県、新潟県、柏崎県、佐渡県、本保県、甲府県、長野県、伊那県、高山県、笠松県、度会県、大津県、堺県、生野県、久美浜県、兵庫県、奈良県、五條県、浜田県、倉敷県、丸亀県、長崎県、日田県 ※261藩(藩を県に単純に読み替えて261県)=館藩、弘前藩、黒石藩、七戸藩、八戸藩、斗南藩、一関藩、仙台藩、秋田藩、岩崎藩、亀田藩、本荘藩、矢島藩、大泉藩、松嶺藩、新庄藩、天童藩、上山藩、米沢藩、磐城平藩、中村藩、湯長谷藩、泉藩、三春藩、棚倉藩、二本松藩、水戸藩、松岡藩、宍戸藩、笠間藩、下館藩、下妻藩、松川藩、石岡藩、志筑藩、土浦藩、牛久藩、龍崎藩、麻生藩、小見川藩、多古藩、高岡藩、大田原藩、黒羽藩、烏山藩、茂木藩、宇都宮藩、壬生藩、吹上藩、佐野藩、足利藩、館林藩、高崎藩、小幡藩、七日市藩、安中藩、沼田藩、前橋藩、伊勢崎藩、川越藩、岩槻藩、忍藩、結城藩、古河藩、関宿藩、佐倉藩、曾我野藩、生実藩、松尾藩、一宮藩、大多喜藩、鶴舞藩、菊間藩、鶴牧藩、桜井藩、久留里藩、飯野藩、小久保藩、佐貫藩、加知山藩、長尾藩、館山藩、花房藩、六浦藩、小田原藩、荻野山中藩、村上藩、黒川藩、三日市藩、新発田藩、村松藩、峰岡藩、与板藩、椎谷藩、高田藩、清崎藩、富山藩、金沢藩、大聖寺藩、福井藩、丸岡藩、勝山藩、大野藩、小浜藩、鯖江藩、飯山藩、須坂藩、松代藩、上田藩、小諸藩、岩村田藩、松本藩、高島藩、高遠藩、飯田藩、加納藩、苗木藩、岩村藩、郡上藩、高富藩、野村藩、大垣藩、今尾藩、静岡藩、堀江藩、豊橋藩、田原藩、半原藩、西大平藩、岡崎藩、挙母藩、重原藩、刈谷藩、西端藩、西尾藩、名古屋藩、犬山藩、津藩、長島藩、桑名藩、菰野藩、神戸藩、亀山藩、久居藩、鳥羽藩、彦根藩、朝日山藩、宮川藩、山上藩、膳所藩、西大路藩、水口藩、淀藩、亀岡藩、園部藩、山家藩、綾部藩、高槻藩、麻田藩、丹南藩、伯太藩、岸和田藩、吉見藩、豊岡藩、出石藩、村岡藩、峰山藩、宮津藩、舞鶴藩、福知山藩、柏原藩、篠山藩、尼崎藩、三田藩、姫路藩、明石藩、小野藩、三草藩、林田藩、安志藩、山崎藩、三日月藩、龍野藩、赤穂藩、柳生藩、郡山藩、小泉藩、柳本藩、田原本藩、芝村藩、櫛羅藩、高取藩、和歌山藩、田辺藩、新宮藩、鳥取藩、松江藩、母里藩、広瀬藩、津山藩、鶴田藩、真島藩、岡山藩、庭瀬藩、生坂藩、足守藩、浅尾藩、岡田藩、高梁藩、成羽藩、新見藩、鴨方藩、福山藩、広島藩、山口藩、岩国藩、清末藩、豊浦藩、徳島藩、高松藩、松山藩、西条藩、小松藩、今治藩、宇和島藩、新谷藩、大洲藩、吉田藩、高知藩、豊津藩、千束藩、中津藩、福岡藩、秋月藩、久留米藩、柳河藩、三池藩、佐賀藩、蓮池藩、小城藩、鹿島藩、唐津藩、厳原藩、平戸藩、大村藩、島原藩、福江藩、熊本藩、人吉藩、府内藩、杵築藩、日出藩、森藩、岡藩、臼杵藩、佐伯藩、延岡藩、高鍋藩、佐土原藩、飫肥藩、鹿児島藩		
MO4. 08. 07	1871. 09. 21							樺太開拓使廃止→北海道開拓使に合併 ※樺太開拓使はカウントせず 樺太開拓使廃止に伴い、北海道開拓使→開拓使に再改称
MO4. 08. 29	1871. 10. 13		1	3	301		305	△1県=天童県廃止→山形県に合併
MO4. 09. 04	1871. 10. 17		1	3	300		304	佐賀県→伊万里県に移転改称 △1県=対馬国厳原県廃止→肥前国伊万里県に合併

元号実施日	西暦実施日	都	使 (道)	府	県	藩	計	ことがら
MO4. 09. 05	1871. 10. 18		1	3	295		299	△ 5 県＝弘前県＋七戸県＋八戸県＋黒石県＋斗南県＋渡島国館 県→陸奥弘前県
MO4. 09. 23	1871. 11. 05							弘前県→青森県に移転改称
MO4. 10. 28	1871. 12. 10							●「第1次府県統合」開始 ……廃藩置県時点の府県は、いったんすべて廃止し、府 県の範囲を「国郡」で指定(「郡」が復活)して、新たに府県を 設置する布告。飛び地の整理も目的
			1	3	288		292	△ 7 県＝前橋県＋高崎県＋沼田県＋安中県＋伊勢崎県＋小幡県 ＋七日市県＋岩鼻県→群馬県
MO4. 11. 02	1871. 12. 13							青森県は変更無し 盛岡県は変更無し △ 2 県＝一関県＋江刺県＋胆沢県→一関県。江刺県陸中国鹿角 郡→秋田県に編入 △ 2 県＝仙台県＋登米県＋角田県→仙台県 △ 4 県＝秋田県＋岩崎県＋本荘県＋亀田県＋矢島県＋江刺県陸 中国鹿角郡→秋田県 △ 1 県＝松嶺県＋大泉県→酒田県〔第2次〕 △ 2 県＝新庄県＋山形県＋上山県→山形県 米沢県→置賜県に改称 △ 5 県＝中村県＋磐城平県＋湯長谷県＋泉県＋三春県＋棚倉県 →平県 △ 2 県＝白河県＋福島県＋二本松県→二本松県 若松県は変更無し △ 10 県＝宮津県＋舞鶴県＋福知山県＋峰山県＋久美浜県＋生野 県＋篠山県＋出石県＋柏原県＋豊岡県＋村岡県→豊岡県 △ 9 県＝姫路県＋明石県＋龍野県＋赤穂県＋三日月県＋三草県 ＋安志県＋小野県＋林田県＋山崎県→姫路県
			1	3	251		255	*** この日、△37県 ***
MO4. 11. 09	1871. 12. 20							姫路県→飾磨県に改称
MO4. 11. 14	1871. 12. 25							二本松県→福島県に移転改称 △ 5 県＝水戸県＋笠間県＋下館県＋松岡県＋下妻県＋宍戸県→ 茨城県 △ 10 県＝若森県＋志筑県＋土浦県＋石岡県＋牛久県＋麻生県＋ 松川県＋龍崎県＋多古県＋小見川県＋高岡県→新治県 △ 4. 5 県＝烏山県＋茂木県＋黒羽県＋大田原県＋宇都宮県＋日 光県北部→宇都宮県 △ 4. 5 県＝壬生県＋佐野県＋足利県＋吹上県＋日光県南部＋館 林県→栃木県 川越県→入間県に改称 △ 2 県＝岩槻県＋忍県＋浦和県→埼玉県 △ 6 県＝関宿県＋生実県＋曾我野県＋佐倉県＋古河県＋結城県 ＋葛飾県→印旛県 △ 15 県＝飯野県＋久留里県＋佐貫県＋一宮県＋加知山県＋鶴牧 県＋大多喜県＋館山県＋菊間県＋桜井県＋鶴舞県＋小久保県＋ 松尾県＋長尾県＋花房県＋宮谷県→木更津県 △ 2 県＝東京府＋品川県＋小菅県→東京府 △ 1 県＝六浦県＋神奈川県→神奈川県 △ 2 県＝小田原県＋荻野山中県＋韮山県→足柄県 △ 2 県＝中津県＋豊津県＋千束県→小倉県 △ 1 県＝福岡県＋秋月県→福岡県 △ 2 県＝久留米県＋柳河県(柳川県)＋三池県→三潞県 △ 4 県＝伊万里県＋唐津県＋小城県＋鹿島県＋蓮池県→伊万里 県 長崎県(肥後国天草)→八代県に合併 △ 4 県＝長崎県(除く肥後国天草)＋島原県＋平戸県＋大村県＋ 福江県→長崎県 熊本県は変更無し 人吉県＋長崎県(肥後国天草)→八代県

元号実施日	西暦実施日	都	使 (道)	府	県	藩	計	ことがら
MO4. 11. 14	1871. 12. 25							<p>△ 7 県 = 臼杵県 + 岡県 + 杵築県 + 日出県 + 佐伯県 + 府内県 + 森県 + 日田県 → 大分県</p> <p>△ 2 県 = 延岡県 + 佐土原県 + 高鍋県 → 美々津県</p> <p>飫肥県 → 都城県に改称</p> <p>鹿児島県は変更無し〔琉球国も含む〕</p>
			1	3	177		181	<p>*** この日、△74県 ***</p>
MO4. 11. 15	1871. 12. 26							<p>信濃国伊那県三河地方 → 三河国額田県に編入</p> <p>静岡県 = 駿河国となる</p> <p>+ 1 県 △ 1 県 = 静岡県遠江国 → 浜松県を分立。堀江県 → 浜松県に編入</p> <p>△ 9 県 = 岡崎県 + 西尾県 + 豊橋県 + 刈谷県 + 拳母県 + 田原県 + 西端県 + 西大平県 + 半原県 + 重原県 + 信濃国伊那県三河地方 + 愛知県尾張国知多郡 → 額田県</p> <p>鳥取県は変更無し</p> <p>△ 2 県 = 松江県 + 広瀬県 + 母里県 + 浜田県隠岐国 → 島根県</p> <p>浜田県隠岐国 → 島根県に編入〔浜田県 = 石見国となる〕</p> <p>△ 2 県 = 津山県 + 鶴田県 + 真島県 → 北条県</p> <p>岡山県は変更無し</p> <p>△ 10 県 = 鴨方県 + 生坂県 + 足守県 + 新見県 + 庭瀬県 + 岡田県 + 浅尾県 + 高梁県 + 成羽県 + 倉敷県 + 福山県 → 深津県</p> <p>広島県は変更無し</p> <p>△ 3 県 = 山口県 + 清末県 + 豊浦県 + 岩国県 → 山口県</p> <p>徳島県 → 名東県に改称。淡路国津名郡38村6浦 → 名東県に編入〔淡路国(淡路島)の全域が名東県となる〕</p> <p>△ 1 県 = 丸亀県 + 高松県 → 香川県</p> <p>△ 3 県 = 松山県 + 今治県 + 西条県 + 小松県 → 松山県</p> <p>△ 3 県 = 宇和島県 + 大洲県 + 吉田県 + 新谷県 → 宇和島県</p> <p>高知県は変更無し</p>
			1	3	144		148	<p>*** この日、△34 + 1 県 ***</p>
MO4. 11. 20	1871. 12. 31							<p>△ 6 県 = 新潟県 + 新発田県 + 村松県 + 峰岡県 + 黒川県 + 三日市県 + 村上県 → 新潟県</p> <p>△ 4 県 = 柏崎県 + 高田県 + 椎谷県 + 清崎県 + 与板県 → 柏崎県</p> <p>佐渡県 → 相川県に改称</p> <p>富山県 → 新川県に改称。金沢県礪波郡・新川郡 → 新川県に編入</p> <p>+ 1 県 = 金沢県能登国・越中国射水郡 → 七尾県を分立</p> <p>△ 1 県 = 金沢県(加賀国) + 大聖寺県 → 金沢県</p> <p>△ 4 県 = 福井県 + 丸岡県 + 大野県 + 勝山県 + 本保県 → 福井県</p> <p>△ 1 県 = 小浜県 + 鯖江県 → 敦賀県</p> <p>甲府県 → 山梨県に改称</p> <p>△ 6 県 = 上田県 + 飯山県 + 岩村田県 + 須坂県 + 松代県 + 小諸県 + 長野県 → 長野県</p> <p>△ 5 県 = 伊那県 + 松本県 + 高島県 + 高遠県 + 飯田県 + 高山県 → 筑摩県</p> <p>△ 2 県 = 大阪府 + 高槻県 + 麻田県 → 大阪府</p> <p>△ 2 県 = 兵庫県 + 尼崎県 + 三田県 → 兵庫県</p>
			1	3	114		118	<p>*** この日、△31県 + 1 県 ***</p>
MO4. 11. 22	1872. 01. 02							<p>△ 8 県 = 笠松県 + 大垣県 + 野村県 + 郡上県 + 岩村県 + 加納県 + 今尾県 + 苗木県 + 高富県 → 岐阜県</p> <p>△ 1 県 = 名古屋県 + 犬山県 → 名古屋県</p> <p>△ 5 県 = 亀山県 + 津県 + 神戸県 + 菟野県 + 長島県 + 桑名県 → 安濃津県</p> <p>△ 2 県 = 度会県 + 鳥羽県 + 久居県 → 度会県</p> <p>△ 3 県 = 彦根県 + 宮川県 + 朝日山県 + 山上県 → 長浜県</p> <p>△ 3 県 = 大津県 + 膳所県 + 水口県 + 西大路県 → 大津県</p> <p>△ 5 県 = 京都府 + 淀県 + 亀岡県 + 園部県 + 綾部県 + 山家県 → 京都府</p> <p>△ 4 県 = 堺県 + 岸和田県 + 伯太県 + 吉見県 + 丹南県 → 堺県</p> <p>△ 9 県 = 奈良県 + 郡山県 + 高取県 + 小泉県 + 櫛羅県 + 芝村県 + 柳本県 + 柳生県 + 田原本県 + 五條県 → 奈良県</p>

元号実施日	西暦実施日	都	使 (道)	府	県	藩	計	ことがら
MO4. 11. 22	1872. 01. 02		1	3	72		76	△ 2 県＝和歌山県＋田辺県＋新宮県→和歌山県 *** この日、△42県 *** ●「第1次府県統合」終了 ……「3府72県」となる ※ 1 使＝開拓使 ※ 3 府＝東京府、京都府、大阪府 ※ 72 県＝青森県、盛岡県、一関県、仙台県、秋田県、酒田県、山形県、置賜県、平県、二本松県、若松県、茨城県、新治県、宇都宮県、栃木県、群馬県、入間県、埼玉県、印旛県、木更津県、神奈川県、足柄県、新潟県、柏崎県、相川県、新川県、七尾県、金沢県、福井県、敦賀県、山梨県、長野県、筑摩県、岐阜県、静岡県、浜松県、額田県、名古屋県、安濃津県、度会県、長浜県、大津県、堺県、豊岡県、兵庫県、姫路県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、浜田県、北条県、岡山県、深津県、広島県、山口県、名東県、香川県、松山県、宇和島県、高知県、小倉県、福岡県、三潞県、伊万里県、長崎県、熊本県、八代県、大分県、美々津県、都城県、鹿児島県
MO4. 11. 27	1872. 01. 07							●県治条例。太政官を最高官庁とする、中央集権国家「明治国家」の誕生
MO4. 11. 29	1872. 01. 09							平県→磐前県に改称
MO4. 12. 13	1872. 01. 22							一関県→水沢県に改称
MO4. 12. 20	1872. 01. 29							福井県→足羽県に改称
MO4. 12. 20?	1872. 01. 29?							島根県隠岐国→鳥取県に合併
MO4. 12. 27	1872. 02. 05							●府県列順(3府72県の並び順)を定める。3府(東京京都大阪)、5港(神奈川兵庫長崎新潟)をトップに据え、そのほかは地域単位(関東近畿東海東北陸山陰山陽四国九州)の順〔この時点では、北海道(函館港はのち5港)・沖縄は、県が置かれておらず対象外〕
MO5. 01. 08	1872. 02. 16							盛岡県→岩手県に改称 仙台県→宮城県に改称
MO5. 01. 19	1872. 02. 27							大津県→滋賀県に改称
MO5. 02. 02	1872. 03. 10							金沢県→石川県に改称
MO5. 02. 09	1872. 03. 17							松山県→石鉄(いしづち・せきてつ)県に改称
MO5. 02. 27	1872. 04. 04							長浜県→犬上県に改称
MO5. 03. 17	1872. 04. 24							安濃津県→三重県に移転改称
MO5. 04. 02	1872. 05. 08							名古屋県→愛知県に改称
MO5. 05. 29	1872. 07. 04							伊万里県→佐賀県に再移転改称
MO5. 06. 07	1872. 07. 12							深津県→小田県に改称
MO5. 06. 14	1872. 07. 19							熊本県→白川県に移転改称
MO5. 06. 23	1872. 07. 28							宇和島県→神山(かみやま・じんざん)県に改称
MO5. 08. 23	1872. 09. 25							佐賀県対馬国→長崎県に編入
MO5. 09. 14	1872. 10. 16		1	3	72	1	77	+ 1 藩＝琉球王国→●琉球藩設置。鹿児島県から明治政府直轄地となる
MO5. 09. 20	1872. 10. 22							青森県のうち、渡島国旧館県(爾志郡・檜山郡・津軽郡・福島郡)→開拓使に編入
MO5. 09. 27	1872. 10. 29		1	3	71	1	76	△ 1 県＝七尾県廃止。七尾県能登国→石川県、越中国射水郡→新川県に編入
MO5. 09. 29	1872. 10. 31		1	3	70	1	75	△ 1 県＝犬上県廃止→滋賀県に合併
MO5. 11. 09	1872. 12. 09							突然、「改暦ノ布告」を発表。MO5. 12. 03を以って、MO6. 01. 01と定める
MO5. 11. 27	1872. 12. 27		1	3	69	1	74	△ 1 県＝額田県廃止→愛知県に合併
MO5. 12. 02	1872. 12. 31							太陰太陽暦「天保暦(てんぽうれき)」最後の日(大晦日)
MO6. 01. 01	1873. 01. 01							突然の「改暦」断行。太陰太陽暦を、太陽暦「グレゴリオ暦」に
MO6. 01. 14	1873. 01. 14							廃城令
			1	3	68	1	73	△ 1 県＝足羽県廃止→敦賀県に合併
MO6. 01. 15	1873. 01. 15		1	3	66	1	71	△ 1 県＝八代県廃止→白川県に合併 △ 1 県＝都城県大隅国→鹿児島県に編入、美々津県＋都城県→宮崎県

元号実施日	西暦実施日	都	使 (道)	府	県	藩	計	ことがら
MO6. 02. 20	1873. 02. 20		1	3	64	1	69	△ 1 県＝香川県廃止→名東県に合併 △ 1 県＝石鉄県＋神山県→愛媛県(伊予国一円)
MO6. 06. 10	1873. 06. 10		1	3	63	1	68	△ 1 県＝柏崎県〔第 2 次〕廃止→新潟県に合併
MO6. 06. 15	1873. 06. 15		1	3	60	1	65	△ 1 県＝宇都宮県廃止→栃木県に合併 △ 1 県＝入間県＋群馬県→熊谷県 △ 1 県＝印旛県＋木更津県→千葉県
MO7. 02. 01	1874. 02. 01							●佐賀の乱
MO8. 05. 07	1875. 05. 07							樺太・千島交換条約署名により、得撫(うるつぶ)島以北を編入。千島列島すべてが日本領となるが、樺太は放棄しロシア領となる ※樺太はカウントせず
			1	3	59	1	64	△ 1 県＝新治県廃止。新治県下総国香取郡・匝瑳郡・海上郡→千葉県、常陸国新治郡・筑波郡・信太郡・行方郡・鹿島郡・河内郡→茨城県に編入
MO8. 08. 31	1875. 08. 31							酒田県〔第 2 次〕→鶴岡県に改称
MO8. 09. 05	1875. 09. 05		1	3	60	1	65	+ 1 県＝●名東県讃岐国→香川県を分立(再設置)
MO8. 11. 22	1875. 11. 22							水沢県→磐井県に移転改称
MO8. 12. 10	1875. 12. 10		1	3	59	1	64	△ 1 県＝小田県廃止→岡山県に合併
MO9. 01. 14	1876. 01. 14							下クリル諸島〔得撫島以北の千島列島〕に 3 郡を設置、千島国所属とする
MO9. 02. 22	1876. 02. 22							白川県→熊本県に移転改称
MO9. 04. 18	1876. 04. 18							●「第 2 次府県統合」開始 △ 1 県＝磐井県廃止。磐井県陸中国→岩手県、陸前国→宮城県に編入 宮城県磐城国→磐前県に編入〔宮城県宇多郡(9 村)は、磐前県宇多郡(42 村)と、磐前県磐城国宇多郡(51 村)として一体化〕 △ 1 県＝足柄県廃止。足柄県伊豆国→静岡県、相模国→神奈川県に編入 △ 1 県＝相川県廃止→新潟県に合併 △ 1 県＝新川県廃止→石川県に合併 △ 1 県＝度会県廃止→三重県に合併 △ 1 県＝奈良県廃止→堺県に合併 △ 1 県＝浜田県廃止→島根県に合併 △ 1 県＝北条県廃止→岡山県に合併。岡山県備後国→広島県に編入 △ 1 県＝小倉県廃止→福岡県に合併 △ 1 県＝佐賀県廃止→三潁県に合併
			1	3	49	1	54	*** この日、△10県 ***
MO9. 05. 24	1876. 05. 24							三潁県肥前国杵島郡・松浦郡〔のち東松浦郡・西松浦郡〕→長崎県に編入
MO9. 05. 25	1876. 05. 25							陸前国気仙郡→岩手県に編入
MO9. 06. 21	1876. 06. 21							三潁県肥前国藤津郡→長崎県に編入
MO9. 08. 21	1876. 08. 21							△ 1 県＝鶴岡県廃止→山形県に合併 △ 1 県＝置賜県廃止→山形県に合併 △ 1 県＝磐前県廃止。磐前県磐城国亙理郡・伊具郡・刈田郡→宮城県に再編入、磐城国(その他)→福島県に編入。もと宮城県磐城国宇多郡(9 村)は、宮城県に戻らず △ 1 県＝若松県廃止→福島県に合併 熊谷県上野国→群馬県に改称し再設置。熊谷県武蔵国→埼玉県に編入。栃木県上野国山田郡・新田郡・邑楽郡→群馬県に編入 △ 1 県＝敦賀県廃止。敦賀県越前国 7 郡(足羽郡・吉田郡・丹生郡・坂井郡・大野郡・今立郡・南条郡)→石川県、越前国敦賀郡・若狭国→滋賀県に編入 △ 1 県＝筑摩県廃止。筑摩県信濃国→長野県、飛騨国→岐阜県に編入 △ 1 県＝浜松県廃止→静岡県に合併 △ 1 県＝豊岡県廃止。豊岡県但馬国・丹波国多紀郡氷上郡→兵庫県、丹後国・丹波国天田郡→京都府に編入 △ 1 県＝飾磨県(播磨国)廃止→兵庫県に合併

元号実施日	西暦実施日	都	使 (道)	府	県	藩	計	ことがら
M09. 08. 21	1876. 08. 21							△ 1 県＝鳥取県廃止→島根県に合併〔隠岐国も島根県となる〕 △ 1 県＝名東県廃止。名東県淡路国→兵庫県、阿波国→高知県に編入 △ 1 県＝香川県廃止→愛媛県に合併 福岡県豊前国宇佐郡・下毛郡→大分県に編入 △ 1 県＝三潁県廃止。三潁県肥前国(残りの全部)→長崎県に編入、筑後国→福岡県に編入 △ 1 県＝宮崎県廃止→鹿児島県に合併
			1	3	35	1	40	*** この日、△14県 *** ●「第2次府県統合」終了 ……「計40」は、日本史上最小の数。M13. 03. 02の前日までつづく ※ 1 使＝開拓使 ※ 1 藩＝琉球藩 ※ 3 府＝東京府、京都府、大阪府 ※ 35 県＝青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、新潟県、石川県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、堺県、兵庫県、和歌山県、島根県、岡山県、広島県、山口県、愛媛県、高知県、福岡県、長崎県、熊本県、大分県、鹿児島県
M10. 01. 29	1877. 01. 29							●西南の役〔日本国内最後の内戦〕
M11. 01. 11	1878. 01. 11							静岡県伊豆国伊豆七島→東京府に編入
M12. 04. 04	1879. 04. 04		1	3	36		40	△ 1 藩＋1 県＝琉球藩→●沖縄県
M13. 03. 02	1880. 03. 02		1	3	37		41	＋1 県＝●高知県阿波国→徳島県を分立(再設置)〔淡路国は戻らず〕
M13. 10. 08	1880. 10. 08							内務省所轄の小笠原島が、東京府の管轄となる
M14. 02. 07	1881. 02. 07		1	3	37		41	＋1 県＝●石川県越前国7郡(足羽郡・吉田郡・丹生郡・坂井郡・大野郡・今立郡・南条郡)＋滋賀県越前国敦賀郡・若狭国→福井県(再設置) △ 1 県＝●堺県廃止→大阪府に合併〔旧奈良県も含む〕
M14. 09. 12	1881. 09. 12		1	3	38		42	＋1 県＝●島根県因幡国・伯耆国→鳥取県を分立(再設置)〔隠岐国は戻らず〕
M15. 02. 08	1882. 02. 08			3	41		44	△ 1 使＝●開拓使廃止→函館県・札幌県・根室県設置 ＋1 県＝函館県 ＋1 県＝札幌県 ＋1 県＝根室県
M16. 05. 09	1883. 05. 09			3	44		47	＋1 県＝●石川県越中国→富山県を分立(再設置) ＋1 県＝●長崎県肥前国の一部→佐賀県を分立(再設置) ＋1 県＝●鹿児島県日向国(除く日向国諸郡志布志郷・大崎郷・松山郷〔同日、鹿児島県日向国南諸郡に改称〕)→宮崎県を分立(再設置) ……「44県」は、日本史上最大の県数
M18. 01. 06	1885. 01. 06							根室県根室国花咲郡→千島国色丹(しこたん)郡を分立
M19. 01. 26	1886. 01. 26		1	3	41		45	△ 3 県＋1 道＝函館県廃止・札幌県廃止・根室県廃止→●北海道庁設置
M19. 05. 10	1886. 05. 10							福島県越後国東蒲原郡〔旧蒲原郡会津藩領〕→新潟県に編入
M20. 11. 04	1887. 11. 04		1	3	42		46	＋1 県＝●大阪府大和国→奈良県を分立(再設置)

元号実施日	西暦実施日	都	使 (道)	府	県	藩	計	ことがら
M21. 12. 03	1888. 12. 03		1	3	43		47	+ 1 県 = ●愛媛県讃岐国→香川県を分立(再々設置) ……●「1道3府43県=47」で、現行の47となる ※1道=北海道 ※3府=東京府、京都府、大阪府 ※43県=青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県 ※東京都が東京府となっている以外は、現行と全く同じ
M23. 05. 17	1890. 05. 17							●第1回帝国議会開催に先立ち、「府県制」「郡制」を急遽制定。翌年から施行
M23. 11. 29	1890. 11. 29							「大日本帝国憲法」施行。第1回帝国議会開会
M26. 04. 01	1893. 04. 01							神奈川県西多摩郡・北多摩郡・南多摩郡→東京府に編入 ……以後大規模な越県は無し
M27. 08. 01	1894. 08. 01							日清戦争。日清両国が宣戦布告
M32. 04. 01	1899. 04. 01							利根川の北側、かつ横利根川の西側の千葉県下総国(香取郡金江津村など)→茨城県常陸国に編入
M37. 02. 10	1904. 02. 10							●日露戦争。ロシアに宣戦布告
M38. 09. 05	1905. 09. 05							日露戦争講和のポーツマス条約により、北緯50度以南の南樺太が、再度日本領となる ※樺太はカウントせず
M40. 04. 01	1907. 04. 01							樺太庁発足。庁舎はコルサコフ〔のち大泊〕 ※樺太はカウントせず 埼玉県北足立郡保谷村→東京府北多摩郡に編入
M40. 09. 13	1907. 09. 13							新潟県東蒲原郡豊実村(旧実川村)の飯豊山参道(登山道)→福島県耶麻郡一ノ木村〔もと会津藩領〕に再編入が決定〔最短幅が3尺(約91cm)、全長約7.5km〕
T03. 08. 23	1914. 08. 23							日本、ドイツに対し宣戦布告〔第1次世界大戦に参戦〕
S16. 12. 08	1941. 12. 08							●太平洋戦争(大東亜戦争)。米英に宣戦布告〔第2次世界大戦〕
S18. 04. 01	1943. 04. 01							樺太が外地から、完全に内地に編入(S16年国勢調査の住民数40万6557人) ※樺太はカウントせず
S18. 07. 01	1943. 07. 01	1	1	2	43		47	△1府+1都=東京府+東京市→●東京都 ……首都防衛強化のため「東京都制」を施行し、現行通りの●「1都1道2府43県=47」となる
S20. 06. 23	1945. 06. 23							沖縄戦終結(沖縄県、アメリカ軍の占領下に)
S20. 08. 15	1945. 08. 15	1	1	2	43		47	●正午の玉音放送で、ポツダム宣言受諾を発表(前日、連合国側に通告)。当日の朝刊は、放送終了後の午後配達
S20. 08. 25	1945. 08. 25							ソ連が樺太全島を占領〔本土最後の地上戦の終結〕 ※樺太はカウントせず
S20. 09. 02	1945. 09. 02							東京湾のミズーリ艦上で、マッカーサーと日本政府全権重光葵(まもる)外務大臣が、降伏文書に署名
S20. 09. 07	1945. 09. 07	1	1	2	42		46	△1県=沖縄戦が公式に終結 ……この日、△1県とした
S21. 10. 05	1946. 10. 05	1	1	2	42		46	「府県制」改正により、北海道の自治体名が、「北海道地方費」から「道」となる
S22. 05. 03	1947. 05. 03	1	1	2	42		46	●「地方自治法」を、「日本国憲法」施行と同日に施行 地方自治法により、普通地方公共団体として「北海道」が発足。14支庁(石狩・空知・上川・胆振・日高・留萌・宗谷・後志・渡島・檜山・根室・釧路国・十勝・網走)
S24. 06. 01	1949. 06. 01							「国家行政組織法」施行により、法的に樺太庁廃止 ※樺太はカウントせず
S26. 12. 21	1951. 12. 21	1	1	2	42		46	北緯29度以北の吐噶喇(とから)列島(大島郡十島村(じっとうそん)の下七島)が日本復帰(上三島は日本に残され、十島村が分断されていた)〔実際の本土復帰は、S27. 02. 04実施〕

元号実施日	西暦実施日	都	使 (道)	府	県	藩	計	ことがら
S27. 04. 28	1952. 04. 28	1	1	2	42		46	●サンフランシスコ平和条約発効。南樺太と、得撫島以北の千島諸島の領有権を放棄 ※樺太はカウントせず
S28. 12. 25	1953. 12. 25	1	1	2	42		46	奄美群島日本復帰(鹿児島県大島郡)
S43. 06. 26	1968. 06. 26	1	1	2	42		46	小笠原諸島日本復帰(東京都小笠原村)
S47. 05. 15	1972. 05. 15	1	1	2	43		47	+ 1 県 = ●沖縄県日本復帰。沖縄県復活

Copyright (C) 2023.07.07 ISHINO TETSU All rights reserved. 禁無断転載
 Reproduction without permission is prohibited.